

## 論文賞選考規則

2018年12月5日 制定

1. 農業施設学会賞規程3条、常置委員会および臨時委員会設置規程4条3)項、農業施設学会誌投稿・編集規程3条に基づき、農業施設学会論文賞（以下、論文賞という。）の選考は、この規則の定めるところによる。
2. 論文賞の選考は、会長が編集委員会に付託する。
3. 論文賞候補は、本学会誌に掲載された論文の内、審査年度内に第4号が刊行された巻の第1号から第4号に掲載された研究論文または技術論文とする。
4. 論文賞の選考は編集委員会が行い、編集委員長は受賞候補論文について選考結果と推薦の理由を付して会長に答申する。会長は、常任理事会の議を経て受賞論文を決定する。
5. この規則に定めるもののほか、論文賞選考を行う編集委員会の議事および運営に関し、必要な事項は編集委員会が定める。

附則：

- 1) 本規則は2018年12月5日から施行する。
- 2) 2018年9月11日の会則第18条改正および本規則制定に伴い選考機会を失う論文に対しては、2018年度の候補論文として本規則第3条に定める論文と同等に取り扱うこととする。